官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務二）　二
〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六〇）　二
〔法規的告示〕
○外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（文部科学・経済産業二）　三
〔その他告示〕
○東経百三十六度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（総務二七三）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（同二七四）　三
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（外務三〇三）　三
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務二二三）　四
○令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を変更する件（厚生労働二二七）　四
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一二一〇）　五
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境三、四）　五
○道路に関する件（北陸地方整備局四二～四四）　六
○道路に関する件（四国地方整備局四五）　六
〔人事異動〕
内閣　内閣府　厚生労働省　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　七
公聴会
国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区野付半島・野付湾特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　七
国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　七
国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　七
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会告示配六）　七
特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域を変更する件（大阪府公安委告示配一）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、司法書士懲戒処分、公示送達関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二九

府令・省令

○内閣府・総務省令第二号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百十条の二第一項の規定を実施するため、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（郵便貯金銀行が業務を行おうとするときの届出） **第三条の二**　郵便貯金銀行は、法第百十条の二第一項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 一　当該業務の内容及び方法を記載した書類 二　郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類 イ　日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権のその総株主の議決権に占める割合が二分の一以下であることを明らかにする書類 ロ　当該届出後における収支の見込みを記載した書類 三　法第百十条の二第二項の規定を遵守するために講じた措置及び講じようとする措置を記載した書類	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）及び地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百八十九号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

第五条の六第六項第三号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第二号ハ」に改め、「業務として」を削り、「同号」を「同号ハ」に改め、同条第七項第二号中「第四条第二項第二号ロ」を「第四条第二項第二号ロ」に改める。

第二十条第九項第三号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第二号ハ」に改め、「業務として」を削り、「同号」を「同号ハ」に改め、同条第十項第二号中「第四条第二項第二号ロ」を「第四条第二項第二号ロ」に改める。

附　則

この省令は、令和七年八月十六日から施行する。

法規的告示

○文部科学省・経済産業省告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十五条第三項の規定に基づき、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十五日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年文部科学省・経済産業省告示第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項	二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1)　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(i)～(ii)　（略）

(iii)　役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等（以下「関係国立大学法人等」という。）の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条若しくは第二十四条に規定する役員又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十二条に規定する役員をいう。）若しくは職員その他これに類する者又は設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。

(iv)～(vi)　（略）

(2)～(16)　（略）

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和七年八月十六日）から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百七十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

令和七年八月十五日

総務大臣　村上誠一郎

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1)　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(i)～(ii)　（略）

(iii)　役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等（以下「関係国立大学法人等」という。）の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条又は第二十四条に規定する役員をいう。）又は職員その他これに類する者をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。

(iv)～(vi)　（略）

(2)～(16)　（略）

一　申請期間

令和七年八月十八日（月）八時三十分から同年九月十九日（金）十七時までの間

二　無線局の無線設備の設置場所とするにとができる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経百三十六度±〇・一度

三　使用する周波数

十二・二七GHzを超え十二・七五GHz以下

四　その他免許の申請に資する事項

同一軌道位置において、既に免許を受け運用している人工衛星局が存在することから、三に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。

五　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖縄総合通信事務所

六　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課衛星事業係　電話〇三（五二五五）五九〇一

○総務省告示第二百七十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月十五日　総務大臣　村上誠一郎

一　名　称　令和七年度米尼軍等との実動訓練参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年八月十八日から令和七年九月十八日まで

三　派遣人数（概数）　四百人程度

四　派　遣　地　域　インドネシア共和国

○外務省告示第三百三号

第九回アフリカ開発会議に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年八月十五日

外務大臣　岩屋　毅

パシフィコ横浜

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
令和七年八月十九日から令和七年八月二十二日まで	神奈川県横浜市西区	みなとみらい一丁目一番一号及び二号	
	神奈川県横浜市西区	みなとみらい一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）	
	神奈川県横浜市西区	みなとみらい二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番、みなとみらい三丁目五番から七番まで、みなとみらい四丁目四番及び六番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに七番から十番まで、みなとみらい五丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番及び三番、みなとみらい六丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）、三番及び四番（次の図面に示す部分に限る。）	
	神奈川県横浜市中区	新港二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番から四番まで、五番（次の図面に示す部分に限る。）、六番から八番まで及び九番（次の図面に示す部分に限る。）	

一から十一に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十五度二十七分五十七秒、東経百三十九度三十七分五十五秒 二　北緯三十五度二十七分五十八秒、東経百三十九度三十七分五十七秒 三　北緯三十五度二十七分五十五秒、東経百三十九度三十八分二秒 四　北緯三十五度二十七分五十四秒、東経百三十九度三十八分六秒 五　北緯三十五度二十七分四十九秒、東経百三十九度三十八分十八秒 六　北緯三十五度二十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分十九秒 七　北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分三十五秒 八　北緯三十五度二十七分十三秒、東経百三十九度三十八分十二秒 九　北緯三十五度二十七分十六秒、東経百三十九度三十八分二秒 十　北緯三十五度二十七分十七秒、東経百三十九度三十八分一秒 十一　北緯三十五度二十七分十八秒、東経百三十九度三十八分	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○財務省告示第二百二十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、令和七年八月十六日以後に支出する寄附金について適用する。

令和七年八月十五日

財務大臣　加藤　勝信

本文第一号中「出資に関するものを除く」を「同号に規定する設置及び管理に限る」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十七号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画（令和七年厚生労働省告示第百四十三号）の一部を次のように変更したので、同条第六項の規定により告示し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

第五の一の２の(2)中「二十五万リットル」を「六・七万リットル」に、「四十一万リットル」を「五十九・三万リットル」に改める。

別表の血液凝固第Ⅷ因子の項中「[48,400]」を「[36,400]」に、「[567,700]」を「[555,700]」に、「[407,400]」を「[405,200]」に、「[975,100]」を「[960,800]」に改める。

○農林水産省告示第千二百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年八月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ｜ 都道府県別漁獲可能量 （略） ｜ （略） 宮崎県 ｜ 13,300 （略） ｜ （略） 三　（略） 第四～第九　（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ｜ 都道府県別漁獲可能量 （略） ｜ （略） 宮崎県 ｜ 9,300 （略） ｜ （略） 三　（略） 第四～第九　（略）

**○農林水産省
環境省告示第三号**

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年七月九日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年八月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎

承認番号　25―46Ｐ―0007

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　大島　美紀 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	半矮性トウモロコシ（*GA20ox_SUP, Zea mays subsp. mays* (L.) Iltis）（MON94804, OECD UI：MON-94804-4）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○農林水産省・環境省告示第四号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年七月十八日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年八月十五日

農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎

承認番号　25―46Ｐ―0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（*ipd072Aa, pat, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（DP51291, OECD UI：DP-051291-2）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　25―46Ｐ―0005

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性ダイズ（*cry1B. 61. 1, cry1Ca. 03, vip3Ab1. 740, Glycine max* (L.) Merr.）（COR1921, OECD UI：COR-01921-4）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：栃木県宇都宮市清原工業団地19番地２　セラニーズ株式会社宇都宮事業所内 名　　称：コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社　組換え農作物隔離ほ場 使用期間：承認日から令和11年（2029年）３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えダイズの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該ダイズの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　本遺伝子組換えダイズの種苗が、野鳥等の食害により拡散することを防止するため、播種時及び成熟期から収穫期には防鳥網を設置する。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えダイズ及び比較対象の非遺伝子組換えダイズ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えダイズを隔離ほ場の外に運搬又は保管する場合は、当該ダイズが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えダイズの栽培終了後は、当該ダイズ及び比較対象の非遺伝子組換えダイズを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

北陸地方整備局長　髙松　論

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
石川県河北郡津幡町字九折カ一〇番から同町字河内口一二〇番二地先まで	前	ＢＡ 一二・〇〇～八二・六六メートル 一二・六〇～七七・五五 一・一三六キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 一二・〇〇～八二・六六メートル 一二・八二～七七・五五 一・一三六キロメートル 一・八七一	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高岡市北島字御蔵三番二六から同市北島字御蔵三番一まで	前	二五・八三～四五・二二メートル
	後	二六・一五～四五・二二 〇・〇二一キロメートル 〇・〇二二

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　高岡市北島字御蔵三番二六から同市山ノ下二一四番一まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦三三五二番から同町日野浦三三五五番まで	前	一二・六二～一二・〇八メートル
	後	一四・九二～二四・八六 〇・〇三八キロメートル 〇・〇三八

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

人事異動

内閣

国務大臣　村上誠一郎

デジタル大臣平将明帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣平将明帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革及びサイバー安全保障）事務代理を免ずる（以上八月十三日）

内閣府

荒井　秀典　新木　一弘　佐藤　綾子

中山　健夫　古江　美保　本田麻由美

（杉浦麻由美）

松尾真紀子　山内理夏子

（河野理夏子）

渡部　眞也

日本医療研究開発機構審議会委員に任命する（各通）（八月四日）

厚生労働省

労働保険審査会委員に任命する（八月十五日）　菅野　淑子

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する　藤田　恒郎

従五位に叙する（各通）　阿部　洋一　大崎　定幸

石川　保　浦上　辰雄　佐藤　至紀

山下　力　山田　勲

正六位に叙する（各通）　川瀬　雅喜　鈴木　一夫

大平　太一　手嶋　正司　波多　雄一　森本　忠樹

森本　博　渡邉　紘一

従六位に叙する（各通）　草野　醸二

正七位に叙する　衛藤　祐　村上　優一

従七位に叙する（各通）（以上七月七日）　小林　新一

正四位に叙する　礒崎　薫　佐伯　睦子

従五位に叙する（各通）　浜田　脩　山口　薫

稲垣矢津男　今岡　敕　海田　征夫

工藤　耕三　内藤　正行

正六位に叙する（各通）　上條　利幸　岸　伊佐雄

橋本　豊　村野　克己

従六位に叙する（各通）　日野　清三

（大阪府警部）　備前　和樹

松島　良寛

正七位に叙する（各通）　山下　兼利

榊原　正義　芳賀　豊

従七位に叙する（各通）（以上七月八日）　志太　勤

従四位に叙する　荻野　和之

（海上保安官）　長島　榮一

正五位に叙する（各通）　金井塚　修

従五位に叙する（各通）　杉岡　義清

新井　茂　工藤　正義

西澤　誠一　沼本　治國　柴崎　昭爾

正六位に叙する（各通）　古川　俊次

青木　紀明　赤間　長男　末冨　文佳

鈴木　孝　前田　博美　吉田　健一

従六位に叙する（各通）　安永　孝樹

従七位に叙する（以上七月九日）　藤縄　利康

正六位に叙する（七月十一日）

○叙勲

旭日双光章を授ける　川瀬　雅喜

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月七日）　山口　栄秋

岸　伊佐雄

旭日双光章を授ける　佐藤　郁夫　鈴木　耕

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月八日）　西林　武仁　日高　一市

旭日単光章を授ける（各通）（七月九日）　藤田　恒郎

瑞宝中綬章を授ける

石川　保　衛藤　祐　草野　醸二
原田　和久　渡邉　紘一
瑞宝双光章を授ける（各通）
瀬戸　利　村上　優一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月七日）
礒崎　薫　野宮　正行
瑞宝小綬章を授ける（各通）
村野　克己
瑞宝双光章を授ける

（大阪府警部）　岸本　昭　芳賀　豊
備前　和樹　山下　兼利
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月八日）
（海上保安官）　荻野　和之
瑞宝小綬章を授ける
工藤　正義　末冨　文佳　長島　榮一
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上七月九日）　前田　博美
岸　智
瑞宝双光章を授ける（七月十一日）

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　八号
㈢　占用を制限する区域　区域
㈣　制限の対象とする占用物件　高岡市北島字御蔵三番二六から同市北島字御蔵三番一まで　備考　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日　令和七年八月十六日
㈦　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の四第一項の規定により施行していた二級河川の特定河川工事を次のとおり完了したので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の八第一項の規定により公示する。

令和七年八月十五日

一　河川の名称　南志見川水系南志見川
二　区間　左岸　石川県輪島市小田屋町地先
　　右岸　石川県輪島市里町地先
三　工事の内容　災害復旧事業に関する工事として行う河川管理施設の応急復旧等
四　工事完了の日　令和七年八月七日

公　告

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区野付半島・野付湾特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ北海道釧路市幸町10－３釧路地方合同庁舎４階　釧路自然環境事務所（電話番号0154－32－7500）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

令和７年８月15日　環境大臣　浅尾慶一郎

記

１　日時　令和７年９月５日（金）13時30分から15時30分まで
２　場所　生涯学習センター（みなくる）会議室
２　北海道野付郡別海町別海旭町149番地１
３　案件　国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区野付半島・野付湾特別保護地区の指定について

国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ岡山県岡山市北区下石井１－４－１　中国四国地方環境事務所（電話番号086－223－1561）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

令和７年８月15日　環境大臣　浅尾慶一郎

記

１　日時　令和７年９月11日（木）14時00分から16時00分まで
２　場所　鳥取県米子市東町124－16　米子地方合同庁舎４階会議室
３　案件　国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区の指定について

国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ沖縄県那覇市樋川１－15－15　那覇第一地方合同庁舎１階　沖縄奄美自然環境事務所（電話番号098－836－6400）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

令和７年８月15日　環境大臣　浅尾慶一郎

記

１　日時　令和７年９月11日（木）14時00分から16時00分まで
２　場所　鹿児島県大島郡大和村思勝477－１　大和村防災センター
３　案件　国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区の指定について

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人杉垣公基の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年８月15日　　横浜地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５１号
東京都千代田区神田神保町３丁目２番地
清算株式会社　株式会社ＴＥＨ整理会社
代表清算人　片岡　　牧
１　決定年月日　令和７年７月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０５３号
東京都渋谷区神宮前１丁目６番地15号原宿ジュネスビル２階
清算株式会社　株式会社ＮＣＩＴＬ
代表清算人　星野　雄司
１　決定年月日　令和７年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０５４号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人　ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社ラックナム
代表清算人　小幡　朋弘
１　決定年月日　令和７年７月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2461番地７
清算株式会社　株式会社小板橋宝飾
代表清算人　小板橋礼子
１　決定年月日　令和７年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
甲府地方裁判所

令和７年（ヒ）第５号
熊本市東区桜木４丁目16番29―２号202
清算株式会社　株式会社ＭＳＩ
代表清算人　宮﨑　浩二
１　決定年月日　令和７年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲490番地の１
清算株式会社　株式会社ＳＫ
１　決定年月日　令和７年７月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所厳原支部

更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第２号

埼玉県戸田市下戸田２丁目16番２号
開始前会社　コア・ファーマシー株式会社

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第４号

東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505号
開始前会社　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第５号

茨城県日立市折笠町564番地２
開始前会社　株式会社コンフィアンス

主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。

1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）

令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第２号

埼玉県戸田市下戸田２丁目16番２号
開始前会社　コア・ファーマシー株式会社

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目21番８号弁護士ビル707号室　かなやま法律事務所
弁護士　金山　伸宏
令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第３号

東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505
開始前会社　シティ・メディカル・ホールディングス株式会社

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目21番８号弁護士ビル707号室　かなやま法律事務所
弁護士　金山　伸宏
令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第４号

東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505号
開始前会社　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目21番８号弁護士ビル707号室　かなやま法律事務所
弁護士　金山　伸宏
令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第５号

茨城県日立市折笠町564番地２
開始前会社　株式会社コンフィアンス

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目21番８号弁護士ビル707号室　かなやま法律事務所
弁護士　金山　伸宏
令和７年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

令和七年八月十五日
札幌市西区琴似一条一丁目一番一二号
（甲）北海道ジェイ・アール都市開発株式会社　代表取締役　前川　直之
札幌市西区琴似一条一丁目一番一二号
（乙）合同会社ＢＡＳＥ　ＪＡＰＡＮ
代表社員北海道ジェイ・アール都市開発株式会社　職務執行者　前川　直之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年八月十五日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
（甲）株式会社Ｊ－ＦＵＮ１６
代表取締役　貝瀬　和人
東京都江東区福住二丁目二番九号
（乙）株式会社Ｊ－ＦＵＮ１６．５
代表取締役　貝瀬　和人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月十五日
掲載頁　九十一頁（号外第二六七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月十五日
掲載頁　九十二頁（号外第二六七号）
令和七年八月十五日
東京都中央区新富一丁目一二番二号
（甲）株式会社帝国データバンクビジネスサービス
代表取締役　後藤　雅夫
東京都港区南青山二丁目五番二〇号
（乙）株式会社帝国データバンククリエィティブ
代表取締役　後藤登世子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　十九頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　十九頁
令和七年八月十五日
神奈川県横浜市中区寺久保六四番地一二
（甲）株式会社グッドスロプ
代表取締役　井坂　誠司
東京都港区西新橋三丁目二四番一〇号ハリファックス御成門ビル六階
（乙）株式会社日本建設情報センター
代表取締役　井坂　誠司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二四一頁（号外第一六九号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年八月十五日
静岡県島田市宮川町二三四九番地の六
（甲）あかり株式会社
代表取締役　中山　永好
静岡県島田市東光寺高畔一七八番地の五
（乙）有限会社ワコー
代表取締役　中山　永好

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十五日
広島県東広島市西条中央六丁目三一番三五号ウエストポンド六〇五号
（甲）ｉ・ＤＥＡ合同会社
代表社員　山名　浩司
広島県東広島市西条町吉行二二一四番地
（乙）有限会社東広島メディカルサービス
代表取締役　山名　征三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は、令和七年十月一日であり、甲は同日付でヤマエオートエナジー株式会社に商号を変更する予定です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　四頁
令和七年八月十五日
福岡市博多区博多駅南二丁目一番九号
（甲）ヤマエ石油株式会社
代表取締役　國﨑　琢司
福岡市博多区博多駅南二丁目一番九号
（乙）ヤマエレンタリース株式会社
代表取締役　國﨑　琢司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式五百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　四頁
（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　八十一頁（号外第一五九号）
令和七年八月十五日
熊本市東区小山町一九二二番地五
（甲）九州栄孝エキスプレス株式会社
代表取締役　中野　俊雄
福岡市博多区博多駅東二丁目一三番三四号
（乙）ＹＧＬ株式会社
代表取締役　中野　俊雄

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了し、乙の総社員の同意は同年同月同日に得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。http://www.hjt.co.jp/kessan

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲の太陽光発電事業の一部に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十七日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年九月十六日に予定しており、乙の総社員の同意は、令和七年八月七日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　三十五頁（号外第一一四号）

令和七年八月十五日

東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスA棟二〇四

（甲）ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰＡＩＮ　ＧＩＦＵ株式会社

代表取締役　ピーラデッシュ・パッタナチャン

東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスA棟二〇四

（乙）ＧＩＦＵ　ＳＯＬＡＲ　ＰＡＲＫ　２合同会社

代表社員　ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰＡＩＮ　ＧＩＦＵ株式会社

職務執行者　美谷　蕗希

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲の太陽光発電事業の一部に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十七日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年九月十六日に予定しており、乙の総社員の同意は、令和七年八月七日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　三十五頁（号外第一一四号）

令和七年八月十五日

東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスA棟二〇四

（甲）ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰＡＩＮ　ＧＩＦＵ株式会社

代表取締役　ピーラデッシュ・パッタナチャン

東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスA棟二〇四

（乙）ＧＩＦＵ　ＳＯＬＡＲ　ＰＡＲＫ　３合同会社

代表社員　ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰＡＩＮ　ＧＩＦＵ株式会社

職務執行者　美谷　蕗希

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙にポーカーコンテンツ事業に関する権利義務を承継させ乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月一日

掲載頁　二十七頁

令和七年八月十五日

東京都港区六本木三丁目二番一号

（甲）合同会社ＤＭＭ．ｃｏｍ

代表社員

株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍホールディングス

職務執行者　亀山　敬司

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社Ｗａｉｔｉｎｇｌｉｓｔ

代表取締役　キムホンソン

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ａｉｋｉｄｓ（住所茨城県つくば市みどりの中央一一番地三ウイングマルシェみどりの一〇九）に対して当社の保育所、託児所の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　六十二頁（号外第一一〇号）

令和七年八月十五日

茨城県筑西市幸町三丁目五番一八号

株式会社マイドラッグ

代表取締役　羽生　健宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｍａｊｏｔａｅ（住所東京都港区三田一丁目四番一号）に対して、当社の事業開発本部ＳＡＲＦ／ｍａｊｏｔａｅチームが所管するｍａｊｏｔａｅに関する全事業についての権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年九月十二日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://avex.com/jp/ja/public/koukoku/group/

令和七年八月十五日

東京都港区三田一丁目四番一号

エイベックス・エンタテインメント株式会社

代表取締役　黒岩　克巳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｋ．とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

札幌市豊平区平岸二条一丁目七番四号

合同会社Ｋ．

代表社員　川本　啓嗣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社クラフトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

千葉県八千代市米本二五六二番地

農事組合法人クラフト

代表理事　周郷　崇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更いたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都港区浜松町二丁目一〇番六号

合同会社スフィア

代表社員　小堀　光一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八Ｆ

ＲＹＯＳＥＩ　ＷＯＲＬＤ合同会社

代表社員　今井　涼晴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都江東区亀戸六丁目四〇番七号

合同会社ＢＬＥＳＳ

代表社員　阿部　大樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

ホライズンパートナーズ合同会社

代表社員　李　昭穎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

石川県金沢市才田町戊三三七番地

合同会社幸栄Ｍ．Ｃ

代表社員　徳田　順

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

三重県津市美杉町奥津二一四九番地

合同会社栄徳

代表社員　中多　栄栄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十九日であり、組織変更後の商号はＴＲＡＰＯＬ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号

ＴＲＡＰＯＬ合同会社

代表社員　森脇　健吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

大阪府大阪市福島区鷺洲二丁目五番一二―一〇二号

合同会社れお

代表社員　山崎　祥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

大阪府四條畷市楠公一丁目九番一五号はなまる鍼灸整骨院

ＶＯＷ合同会社

代表社員　井澤　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

神戸市中央区元町通一丁目六番九号

合名会社藤和商会

代表社員　生島　哲

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、総会の承認決議は、令和七年七月二十六日に終了しており、組織変更後の名称は別府自治会とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年八月十五日

愛媛県東温市下林甲一三七三番一号

別府生産森林組合

代表理事　越智　雄二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

北九州市小倉南区沼緑町四丁目一六番二二号

合同会社Ｈ＆Ｐ

代表社員　藤村美智代

組織変更公告

当組合は、令和七年七月十二日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一か月以内にお申し出ください。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年八月十五日

佐賀県多久市南多久町大字下多久二四六七番地二

西谷生産森林組合

組合長　緒方　利彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億二千二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

株式会社Ｊ－ＦＵＮ16

代表取締役　貝瀬　和人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十五日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

ＢＣＰホールディングス株式会社

代表取締役　藤原　摂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百一万二千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十七日

掲載頁　七十一頁（号外第五十三号）

令和七年八月十五日

東京都千代田区外神田三丁目六番四号第一勧業信用組合秋葉原ビル五階

株式会社Ｄｏｔｓ　ｆｏｒ

代表取締役　大場　博哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千二百五十万四十円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十二日であり、株主総会の決議は、令和七年八月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　五十五頁（号外第八十八号）

令和七年八月十五日

東京都中央区入船一丁目九番八号ピエノアーク入船五階

CANDY HOUSE JAPAN株式会社

代表取締役　古　哲明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月四日

掲載頁　五十八頁（号外第二十二号）

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

ハウデン・リー・ジャパン株式会社

代表取締役　多田健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十五億八千四百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月四日

掲載頁　六十頁（号外第二十二号）

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

ハウデングループジャパン株式会社

代表取締役　多田健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十五日

大阪市中央区南本町一丁目二番七号

プリムラックスジャパン有限会社

取締役　ヘムナニ・コマル・アショク

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億五千万円、資本準備金の額を二十九億四千九百九十九万五千円減少し、それぞれ十億円、二億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　二〇七頁（号外第一四六号）

令和七年八月十五日

東京都千代田区有楽町一丁目一番三号東京宝塚ビル一六階

インフォアジャパン株式会社

代表取締役　アンドレ・ピー・ヒルトン

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年八月十五日

東京都渋谷区神宮前五丁目五二番二号

株式会社ＴＷＩＮ　ＰＬＡＮＥＴ

代表取締役　矢嶋　健二

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月十五日

大阪市淀川区宮原四丁目二番一〇号

株式会社ベルチャイルド

代表取締役　藤田　好邦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十五日

東京都文京区本郷二丁目一二番一三号

株式会社第一科学

代表取締役　奥川　博

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十五日

富山市南央町三番二八　株式会社宝来社

代表取締役　荒井　洋平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十五日

大阪市中央区谷町二丁目三番四号サンシャイン大手前ビル八階

株式会社オーシーシー情報センター

代表取締役　松田　泰司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十五日

大阪市浪速区湊町一丁目三番一号

株式会社甲子社ヱイ・ブイ・シー

代表取締役　堀江　大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十五日

兵庫県西宮市生瀬町一丁目二二番一二号

株式会社巨勢工務店

代表取締役社長　高井　京浩

合併につき株券等提出公告

当社は、ＲＨサクセション株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月十五日

大阪市西区江戸堀一丁目一五番二七号

株式会社ライトハウス

代表取締役　江口　英樹

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日に解散し、規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

札幌市中央区北二条西十三丁目一番地一〇

ＨｉＮＯＤＥ税理士法人

清算人　原井　常勝

任意清算公告

当法人は、令和七年七月十五日に解散し、規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都練馬区練馬一丁目二〇番八号　日建練馬ビル二階

社会保険労務士法人ミライノキ

清算人　木下　恵太

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　令和七年七月末日において当社の使用人の地位を喪失した者が保有する第二回新株予約権（三千百個）、第四回新株予約権（七千八百個）、第五回新株予約権（一万五千五百個）、第六回新株予約権（千十個）、第七回新株予約権（二万六百五十個）、第十回新株予約権（一万四千百個）、第十一回新株予約権（一万千九百個）及び第十二回新株予約権（二千八百個）

二、取得の日　令和七年八月三十一日

令和七年八月十五日

東京都豊島区東池袋一丁目三四番五号

株式会社オーブンロジ

代表取締役　伊藤　秀嗣

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十二億三千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00046

令和七年八月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ナイン特定目的会社

取締役　鈴木　真希

債権申出の催告（第二回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

福岡県福岡市中央区渡辺通三丁目一番一〇号

相光グループ勤労者財産形成基金

清算人　砥綿　和昭

訂正公告

令和七年七月三十一日（号外第一七五号）掲載の第三十七期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　岡本　誠也」とあるは、「代表取締役社長　岡本　誠地」の誤りにつき訂正致します。

令和七年八月十五日

東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号

住商フーズ株式会社

代表取締役社長　岡本　誠地

訂正公告

令和七年八月六日掲載の資本金の額の減少公告中、「三千五百万円」とあるは「三千六百万円」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十五日

鳥取県鳥取市青葉町一丁目一一番地

株式会社大佐古組

代表取締役　大佐古弘之

訂正公告

令和七年八月八日（号外第一八一号一〇六頁）掲載の株式会社秋田マシナリーに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、（甲）決算公告の会社名「株式会社マシナリー」とあるは、「株式会社秋田マシナリー」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十五日

扱　店